

中型自動車・中型免許

平成 19 年 6 月 2 日道路交通法施行で中型自動車、中型免許が新設されました

自動車の種類	普通自動車	中型自動車	大型自動車
免許の種類	普通免許	中型免許	大型免許
受験資格	18 歳以上	20 歳以上 経験 2 年以上	21 歳以上 経験 3 年以上
車両総重量	5 t 未満	5 t 以上 11 トン未満	11 t 以上
最大積載量	3 t 未満	3 t 以上 6.5 t 未満	6.5 t 以上
乗車定員	10 人以下	11 人以上 29 人以下	30 人以上

平成 19 年 6 月 2 日法施行より前の普通免許を所持する方は次の通りで
8 t 限定中型免許となり

車両総重量	8 t 未満
最大積載量	5 t 未満
乗車定員	10 以下



の自動車を運転することができます。

29 人以下のマイクロバスを運転したい、最大積載量 6.5 t 未満のトラックを運転したいという方は 8 t 限定を解除して中型免許にすることができます。(運転経験 2 年以上必要)

技能・学科最短教習時限数 (8 t 限定中型免許所持者)

	1 段階	2 段階	計	学科
中型 8 t 限定解除	5		5	0
大型免許	8	12	20	0

確かめて
歩行者・自転車・横断者

館林自動車教習所

群馬県館林市高根町 882 0276-72-3524

<http://tatebayashi-ds.com>